

## 61—04 P D T

## 拒絶査定不服審判の請求の手続

## 1. 審判請求書

## (1) 一般的事項

ア 拒絶査定不服審判の請求をする者は、特 § 131 に定める方式要件を満たした審判請求書を提出しなければならない（特施規 § 46（様式62）、意施規 § 14、商施規 § 14）。

イ 請求書の必要的記載事項と方式など（→21—00～08）

## (2) 請求の趣旨（特 § 131①三、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）

ア 請求の趣旨とは、請求人がどのような審決を求めるかの要求であり、請求の対象である特許出願が特定されてなければならない。

イ 「請求の趣旨」の欄には、通常は、「原査定を取り消す。本願の発明は特許すべきものである、との審決を求める。」のように表示する。

## (3) 請求の理由（特 § 131①三、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）

ア 請求の理由には、請求の趣旨に対応して拒絶査定を取り消すべき理由を表示する。

イ 「請求の理由」の欄には、まず、拒絶査定までの経緯及び拒絶査定の理由の要点を記載し、ついで、拒絶査定を取り消すべき理由を具体的かつ明確に記載する（→21—03. 1）。

ウ 審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、当該補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。

エ 特許において、審査段階で行われた補正却下の決定に対する不服は、拒絶査定不服審判を請求した場合における審判（特 § 121）において申し立てることができる（特 § 53③）。

なお、審判段階で行われた補正却下の決定に対する不服は、拒絶査定不服審判

の審決取消訴訟（特 § 178）において申し立てることができる（特 § 159①→特 § 53③）。

オ 特許出願について、審査において行われた補正却下の決定について不服を申し立てる場合、審判請求時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をしないときは、補正却下の決定に不服である旨及び補正却下の決定を取り消すべき理由を記載し、当該補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。

カ 特許出願について、審査において行われた補正却下の決定について不服を申し立て、かつ審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、審判請求時の補正がされた明細書、特許請求の範囲及び図面に基づいて、拒絶査定を取り消すべき理由を記載する。なお、審判請求時の補正は、拒絶査定を受けた明細書、特許請求の範囲及び図面を対象として行うことになるので、補正却下の決定に不服な事項は全て審判請求時の補正に盛り込む必要がある。すなわち、却下された補正と同じ補正をするときには、同じ内容の手續補正書を改めて提出する必要がある。

## 2. 審判請求書の審理と方式違反の請求書の決定却下

(1) 審判長は、拒絶査定不服審判の請求書が、特 § 131①の規定に違反しているとき又は特 § 133②の規定に該当するときは、補正を命じ（特 § 133①②、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、これに応じないときは、決定をもってその請求書を却下する（特 § 133③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）（→21—02、44—01）。

(注) 特許出願の拒絶査定不服審判で、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされたもの（前置審査）については、特許庁長官が補正を命じ（特 § 17③）、これに応じないときは、審判請求手續を却下する（特 § 18）。

## 3. 請求の審決却下

審判請求書の方式等（特 § 131①、§ 133②）に違反していない場合であっても、不適法な請求であってその補正をすることができないものについては、審決をもって請求を却下する（特 § 135、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）（→21—02）。

（例 1）審判請求をすることができる期間が経過した後に、審判請求がされたとき（特

§ 121①、②、意 § 46①、②、商 § 44①、②) (審決の文例→45—20)。

(例 2) 特許を受ける権利の共有者全員が共同して審判請求をしていないとき (特 § 132③→22—03の3. (1)、61—02、審決の文例45—20)。

(例 3) 一つの特許出願に対して重複して拒絶査定不服審判が請求されたときにおいて最初の審判請求以外の審判請求 (→45—19)。ただし、最初の審判請求以外の当該審判請求が審決をもって却下される前に一つの審判請求を残して他の審判請求が取下げられたときは、残った審判請求は適法となる。

#### 4. 審判請求書の補正

- (1) 審判が特許庁に係属しているときは、審判請求書の補正をすることができる (特 § 17①、意 § 60の3、商 § 68の4①) が、その補正は、請求書の要旨を変更するものであってはならない。ただし、請求の理由についてはこの限りでない (特 § 131②、意 § 52、商 § 56①、§ 68④) (→30—01)。
- (2) 合議体による当該補正の適否の判断 (→30—01)
- (3) 審判請求の理由補充の取扱い (→21—06)

#### 5. 放棄、取下げ (→43—01～43—05)

(改訂H27.2)